

インドネシア有望産品調査・発掘専門家の公募

2015年7月9日

独立行政法人 日本貿易振興機構
副理事長 宮本 聡

日本貿易振興機構（以下、「ジェトロ」という）は、インドネシアの地場産業振興並びに輸出振興を目的とし、輸出有望なインドネシア産品の発掘、海外市場開拓支援事業を実施しています。この度、高度な実務的見地からジェトロの支援を補完するインドネシア有望産品調査・発掘専門家（以下、「専門家」という）を募集します。

ご関心をお持ちの方は、下記公募内容をご確認の上、ご応募ください。

記

1. 対象分野・産品

食品／手工芸品等

2. 委託業務内容 ※内容の詳細は、委託決定後にジェトロとの打ち合わせの上確定。

（1）現地における有望産品の調査・発掘業務

①調査・発掘を希望する地場産品について事業計画をジェトロに提出し、派遣期間中の活動等についてジェトロと協議を行う。

②インドネシアの地場産業振興並びに輸出振興に向け、地場企業や業界団体、政府機関等の訪問を通じて、輸出の可能性の高い地場産品の調査・発掘ならびに地場企業への助言等を行う。

※ジェトロは事業計画を元に一部の訪問先を推薦あるいは指定する（アポイント取得はジェトロがアレンジを行う）。

③その他本業務遂行に必要な業務。

（2）インドネシア企業等に対する講義業務

①インドネシア地場企業等を対象に、日本市場や対日輸出のために必要な商品開発・事前準備（自社の事例等）についてのレクチャーを行う。

②その他本業務遂行に必要な業務。

※地場企業等の訪問およびセミナーにおいては、ジェトロが日本語-インドネシア語通訳を配置予定。

（3）国内セミナー等における報告・発表

①2.（1）の業務の成果発表として、ジェトロが開催する外部向けセミナーにおいて、インドネシア産品の輸出有望性等についての発表を行う。

②その他本業務遂行に必要な業務。

3. 募集人数

最大3名

4. 活動日程および期間

海外業務：最大2回（2015年8月中旬～2016年2月中旬の間、各7日間程度）実施予定。

※派遣時期、回数、期間は変更する可能性があります。

5. 報告書の提出

- (1) ジェトロに現地調査報告書を帰国後1ヵ月以内に都度提出する。
- (2) ジェトロが開催する報告会・セミナーにおいて報告を行う。

6. 派遣先国

インドネシア共和国

7. 契約形態

ジェトロと本人（または所属企業・団体等）が業務委託契約書を締結する業務委託方式

8. 契約期間

契約締結日～2016年3月31日（木）

9. 応募条件

- (1) 事業に必要とされる専門性と応募者の専門分野が合致していること。
- (2) 食品あるいは手工芸品等分野において、輸出有望産品を評価できるだけの知識や経験を有していること。
- (3) インドネシアからの輸入ビジネスを既に実施している、或いは今後取り組む予定で具体的な実施計画があること。
- (4) インドネシアの地場産業振興に貢献する意志があり、輸出意欲のある地場企業に積極的な助言と支援を行う意欲があること。
- (5) 健康状態が良好であり、業務を遂行する上で支障がないこと。
- (6) 業務に必要な英語あるいはインドネシア語能力があること。
- (7) 応募者に所属先がある場合は、所属元の了解が得られていること。
- (8) 刑事罰を受けていないこと（係争中を含む）。
- (9) 本事業及び他のジェトロ事業で派遣実績のある場合、派遣期間中に指導内容、指導姿勢等に重大な問題、または事務手続き、業務報告等に重大な問題を起こしていないこと。

10. 委託費および旅費等の経費支払

(1) 海外派遣

ジェトロの規程に基づき、海外派遣期間については謝金1日あたり20,000円（不課税）、派遣前準備期間・派遣後整理期間については謝金1日あたり20,571円（消費税及び地方消費税1,523円を含む）、出張旅費（日当・宿泊料）および本邦・当該国間の往復エコノミー航空券（現物）を支給する。

(2) 国内セミナー

ジェトロの規程に基づき、旅費・交通費の実費、講師等謝金を支給。

※留意事項

採択者が課税事業者である場合は、契約時に以下の書類を提出してください。

- ① 「課税事業者届出書」(写) または「課税事業者選択届出書」(写)
- ② 納税証明書(その3:消費税及び地方消費税の未納の税額がないことの証明)、又は、課税期間分の消費税及び地方消費税の申告書(写)
 - ・採択者が免税事業者である場合は「消費税及び地方消費税」を契約金額に上乗せして契約することはできませんのでご注意ください。
 - ・なお、契約途中で課税事業者、免税事業者のステータスが変わった場合は、遅滞なくジェトロにご連絡をいただくようお願いします。

11. 応募方法および選考

- (1) 公募期間:2015年7月9日(木)~2015年7月24日(金)17:00
- (2) 公募説明会:2015年7月16日(木)15:30~16:00(開場15:00)
場所 ジェトロ7階G会議室
※公募内容について説明会を行います。なお、本説明会への参加は必須ではありません。
- (3) 選考手順
 - ① 応募書類に記入の上、2015年7月24日(金)17:00までに電子メールあるいは郵送にて送付(郵送の場合は同日必着のこと)。
 - ② 書類選考の後、面接を経て採否を決定します(日時は別途連絡、原則ジェトロ本部(東京)にて。面接にかかわる交通費は支給しません)。
 - ③ 選考結果については採否のみを応募者本人に通知(採否理由はお答えできません)するとともに、採択者をジェトロ・ホームページ上で公表します(個人名は除く)。提出書類は返却しません。
- (4) 選考基準
 - ① 事業の目的や趣旨、必要性や達成すべき目標を十分に理解していること。
 - ② 調査で求められる食品あるいは手工芸品等分野の専門知識を有していること。
 - ③ 当該分野においてビジネスを実施しており(予定を含む)、日本市場における現状と最新状況をよく把握していること。
 - ④ 当該分野において具体的なビジネスプランを有していること。
 - ⑤ コミュニケーション能力(語学能力含む)、プレゼンテーション能力および協調性を有していること。

12. その他特記事項

- ・本事業における専門家はインドネシア企業と日本企業のビジネス促進における中立的な

ものである。本事業で調査・発掘した輸出有望産品情報は、ジェトロが実施する外部向けセミナー等を通じて公表される。

- ・本事業において知り得た情報や事業遂行上作成した資料（技術指導に関する資料、報告書等）の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属する。また、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行すること。
- ・事業に係る予算等の都合により、派遣時期・活動期間・契約期間の変更や契約金額の変更または契約の解除が生じる場合がある。
- ・委託業務の全てもしくは一部を第三者へ再委託することを禁じる。
- ・本事業の進捗・成果把握を目的に、委託期間中あるいは委託期間終了後にジェトロが実施するアンケート等に協力し、必要な事項を回答すること。

13. 個人情報の取り扱い

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、専門家選定および業務委託に係る諸手続きのために利用します。

14. 問い合わせ先・書類提出先（担当部課）

ジェトロ ビジネス展開支援部 途上国ビジネス開発課（担当：北條、石川、中島）

〒107-6006 港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル 6F

E-mail：BDC@jetro.go.jp

※電話、FAX での問い合わせはお受けしませんので何卒ご了承ください。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（2）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名

②当機構との間の取引高

③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上

④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（3）当機構に提供していただく情報

①契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報または公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合には、新たに提供していただくことはありません。

（4）公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）